

CKD シールの運用

【目的】

CKD シール(以下「シール」)を情報共有ツールとして活用し、腎機能低下時の医薬品適正使用つなげる。
また患者自身の CKD への自覚を促し、病状の悪化や人工透析の導入を予防する。

【対象】 お薬手帳を持参し、運用されている患者

腎機能低下が認められる患者 $eGFR < 60(\text{mL}/\text{min}/1.73\text{m}^2)$

«CKD 分類» G3a 軽度～中等度低下 : 45～59

G3b 中等度～高度低下 : 30～44

G4 高度低下 : 15～29

«貼付シール»	G3a, G3b($30 < eGFR < 60$)【緑】、G 4($eGFR < 30$)【オレンジ】の 2種類 (血清クレアチニン値(Scr)、eGFR および確認日を医療者が記載)
«貼付基準»	$eGFR < 60\text{mL}/\text{min}/1.73\text{m}^2$ が 3 ヶ月以上持続
«貼付者»	医師、薬局薬剤師
«貼付箇所»	原則、お薬手帳の表紙

【シールによるメリット】

- 医師・薬剤師等が患者と情報を共有できる
- 腎機能低下時の薬物療法において、腎排泄型の薬剤の種類および投与量を確認できる
- CKD の概念の啓発につながる

【期待される効果】

- ① 過量投与の回避、副作用の軽減、禁忌薬の回避、腎毒性薬の回避
- ② 医療機関と薬局、薬局間の腎機能情報の共有と連携の強化
- ③ 医師および薬剤師の腎機能低下時の医薬品適正使用に対する意識の向上

【運用方法】

<新規シール貼付>

(1) 医師

- ✓ «貼付基準»に該当する場合、「CKD シール」の趣旨を説明し、患者の同意を得る。
- ✓ CKD 分類に応じたシールに血清クレアチニン値(Scr)、eGFR および確認日を記載し貼付する
(eGFR が不明の場合は、血清クレアチニン、確認日のみでも可)

(2) 薬局薬剤師

- ✓ (1) 処方せんへの検査値の記載がある場合、(2) 医療機関受診時の検査結果を患者より受け取った場合、eGFR を確認する。
- ✓ 3か月前の検査値と比較し、eGFR < 60 の状態が3か月以上持続していると確認された場合、「CKD シール」の趣旨を説明し、患者の同意を得る。
- ✓ CKD 分類に応じたシールに血清クレアチニン値(Scr)、eGFR および確認日を記載し貼付する。
(※ 薬歴管理において、腎機能の推移が把握できることが望ましい)
- ✓ eGFR の記載が無い場合、Scr を基に eGFR を算出し、CKDシールに記載する。
(参照 ① : keisan 生活や実務に役立つ高精度計算サイト)
<https://keisan.casio.jp/exec/system/1210728958>
- ✓ (参照 ② : JSHP(日本腎臓病薬物療法学会)ホームページ eGFR・eCCr の計算)

<シール貼り替え>

以下の場合は、シールの貼り替えを行う。

- (1) 腎機能の変動があった場合(G3から G4)
- (2) 新しいお薬手帳へ移行した場合
- (3) 患者より新しくシール貼付の求めがあった場合

貼り替えは医師、薬局薬剤師の両者どちらも対応できることとする。

また 6か月を目安に新しい検査値の記載等を含めシール貼り替えを検討する。

<シールの活用>

- ✓ 薬局薬剤師は患者が持参したお薬手帳の表紙に貼付されたシールを確認する。
- ✓ 腎機能を把握し、薬剤選択や用法用量・投与間隔等について、必要に応じて疑義照会を行う。

<シール管理・請求>

シール管理は上田薬剤師会 事務局とする。

(連絡先) TEL : 0268-22-6130 、FAX : 0268-22-6809

上田薬剤師会がシールを業者に発注し管理。必要部数等は各医療機関・薬局より請求する。

医療機関に対しては信州上田医療センターが管理し、上田薬剤師会へ必要枚数を請求する。

<シールのデザイン> (① 上田城 東虎口櫓門、② 真田赤備え兜 : 2種類用意)

